

皇學館大学と國學院大學間の教育・学術研究交流に関する協定書

皇學館大学と國學院大學（以下「両大学」という。）は、教育・学術研究交流を促進する目的のもとに、交流に関する協定を締結する。

第1条 両大学は、学生の教育研究の機会を拡大するとともに、教員・研究者の学術研究を進展させるために、相互に協力するものとする。

第2条 前条の協力は、次の事項に関わるものとする。

- (1) 大学院生の相互交流
- (2) 教員・研究者の相互交流
- (3) 教育及び研究上の情報並びに資料の交換
- (4) 教育・学術研究に関する相互協力
- (5) その他、必要な事項

第3条 両大学は、前条の各号に掲げる事項については、協議の上、具体的に定める。

第4条 この協定は、両大学学長の署名により発効し、その後は一方の大学から中断及び廃止の意志表示がない限り、引き続き継続するものとする。

第5条 この協定は、両大学の合意のもとに必要な応じて改廃できるものとする。

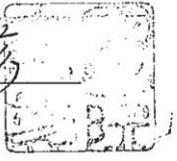
第6条 本協定の証として本書を2部作成し、両大学が各1部を保管する。

平成18年4月18日

皇學館大学

國學院大學

学長 伴 五十嗣郎 

学長 安蘇谷正彦 

皇學館大学と國學院大學との研究者の交換覚書

皇學館大学と國學院大學（以下「両大学」という。）は、「皇學館大学と國學院大學の教育・学術研究交流に関する協定書」の第2条に基づき、交換研究者（以下「研究者」という。）の派遣・受け入れを行うため以下の事項を定める。

- 第1条 研究者とは、両大学の学部及び附置研究所等に所属する教員とする。
- 第2条 研究者は、研究計画に基づき研究に従事する。但し、受け入れ大学の要請により講義・講演を行うことがある。
- 第3条 研究者の人数は、原則として、各大学において若干名とする。
- 第4条 研究期間は、原則として3カ月以上1年以内とし、期間の延長・短縮については、別途協議する。
- 第5条 研究者経費については、派遣する大学の負担とする。
- 第6条 研究者を派遣する場合には、派遣前年の11月30日までに氏名、研究期間、研究計画、履歴書（学歴、職歴、研究業績、学会および社会活動）を相手大学に通知しなければならない。
- 第7条 研究者は、受け入れ大学施設の利用等研究上の便宜供与を受けることができる。
- 第8条 研究者に対しては、受け入れ大学で協力教員を決め、滞在期間中、研究の支援・協力をを行うものとする。
- 第9条 この覚書に定めのない事項については、両大学間で協議の上調整するものとする。
- 第10条 この覚書の内容は、両大学の合意のもとに必要に応じて改廃できるものとする。

附記

この覚書は、相互に確認され平成18年7月18日から施行する。

平成18年7月18日

皇學館大学

國學院大學

学長 伴 五十郎 

学長 安蘇谷正房 